

◎佐賀県条例第23号

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例

佐賀県立都市公園条例（昭和36年佐賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後																																	
<p>(行為の制限)</p> <p><b>第4条</b> 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする者も同様とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 森林公園の野球場に広告物を掲出すること。</p> <p>2～4 略</p> <p><b>別表第1</b>（第5条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林公園</td> <td>略 洋弓場</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2</b>（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>都市公園を占用する場合</td> <td>略</td> <td colspan="2">佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）別表に定める単位及び額による。</td> </tr> </tbody> </table>		都市公園名	公園施設	森林公園	略 洋弓場	区分		単位	金額	略				都市公園を占用する場合	略	佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）別表に定める単位及び額による。		<p>(行為の制限)</p> <p><b>第4条</b> 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする者も同様とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 森林公園の野球場及び<u>屋内運動施設</u>に広告物を掲出すること。</p> <p>2～4 略</p> <p><b>別表第1</b>（第5条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林公園</td> <td>略 洋弓場 <u>屋内運動施設</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2</b>（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>都市公園を占用する場合</td> <td>略</td> <td colspan="2">佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）<u>第2条の規定</u>を準用する。</td> </tr> </tbody> </table>		都市公園名	公園施設	森林公園	略 洋弓場 <u>屋内運動施設</u>	区分		単位	金額	略				都市公園を占用する場合	略	佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号） <u>第2条の規定</u> を準用する。	
都市公園名	公園施設																																		
森林公園	略 洋弓場																																		
区分		単位	金額																																
略																																			
都市公園を占用する場合	略	佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）別表に定める単位及び額による。																																	
都市公園名	公園施設																																		
森林公園	略 洋弓場 <u>屋内運動施設</u>																																		
区分		単位	金額																																
略																																			
都市公園を占用する場合	略	佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号） <u>第2条の規定</u> を準用する。																																	

改正前	改正後
<div data-bbox="248 277 1097 336" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1・2 略</p>	<div data-bbox="1171 277 2020 336" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1・2 略 3 <u>公園施設を設置する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料の額については、この表の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額とする。ただし、第9条第4項ただし書の規定により納付する場合にあっては、同項ただし書の知事が定める期間に係る使用料の額に1.1を乗じて得た額の合計額とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の佐賀県立都市公園条例第14条の3第2項の規定による利用料金の設定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。